

# 中部合唱コンクール(全日本合唱コンクール中部支部大会) 開催規定

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

名称は、第〇〇回中部合唱コンクール(全日本合唱コンクール中部支部大会)とする (以下、中部大会と略す)。

### 第2条 (目的)

この中部大会は、合唱技術の向上を目指し、合唱音楽の普及向上を目的として、全日本合唱連盟中部支部の各県合唱連盟から推薦された合唱団が出演し実施する。

### 第3条 (主催)

主催は、全日本合唱連盟中部支部 (以下中部支部と略す)・開催県合唱連盟・朝日新聞社とし、開催地の自治体を加えることができる。

### 第4条 (後援)

後援は、開催県の自治体及び自治体教育委員会など、中部支部理事長会 (以下、中部理事長会とする) において決定したものとす。

### 第5条 (開催期日)

開催期日は、原則として毎年9月頃とし、詳細については別に定める。

### 第6条 (開催県)

開催県は、原則として中部支部の構成7県の合唱連盟 (以下、県連とする) の持ち回りとし、中部理事長会において決定する。

### 第7条 (審査員)

審査員は、部門5人とし、選出方法については別に定める。

## 第2章 部門・編成区分・出演人数

### 第8条 (部門)

実施部門は、中学校・高等学校・大学職場一般の3部門とする。

### 第9条 (編成区分と出演人数)

編成区分と出演人数は、次のとおりとする。

#### (1) 中学校部門

混声合唱の部	8名以上
同声合唱の部	8名以上

#### (2) 高等学校部門

A グループ (小編成の部)	8名以上 32名以下
B グループ (大編成の部)	33名以上

#### (3) 大学職場一般部門

大学ユース合唱の部	8名以上
室内合唱の部	6名以上 24名以下
混声合唱の部	8名以上
同声合唱の部	8名以上

- 出演人数は、前項出演人数の枠内で、県大会の申し込み人数の10% (端数は四捨五入) の増員まで認める。ただし、最大申し込み人数が40名未満の場合は4名の増員まで認めることとする。
- 出演人数には、指揮者・伴奏者・独唱者は含まないが、指揮者・伴奏者・独唱者が合唱メンバーに入って歌う場合は、出演人数に加えるものとする。

## 第3章 出演資格

### 第10条 (出演の資格)

出演合唱団は、一般社団法人全日本合唱連盟 (以下、全日本合唱連盟とする) の正会員連盟に加盟している合唱団であり、県連が開催する県大会で、該当部門の代表として県連理事長の推薦を受けた合唱団、及びシード団体であること。

### 第11条 (各部門の出演合唱団の資格)

各部門における各編成区分の出演合唱団の資格は次のとおりとする。

#### (1) 中学校部門

- ① 同一中学校に在籍する生徒で編成する合唱団。
- ② 複数中学校の生徒で編成する合同合唱団で、常時活動し県連理事長が認めた合唱団。
- ③ 同一中学校から複数の合唱団が出演できる。
- ④ 出演団員は同一種別 (混声・男声・女声) に1回に限り出演できる。

- (2) 高等学校部門
- ① 同一高等学校に在籍する生徒で編成する合唱団。
  - ② 複数高等学校の生徒で編成する合同合唱団で、常時活動し県連理事長が認めた合唱団。
  - ③ 同一の中高一貫校に在籍する生徒で結成する合唱団。ただし、中高一貫校として出場する中学生は規定上高校生として扱う。
  - ④ 同一高等学校内から複数の合唱団が出演できる。
  - ⑤ 出演団員は同一種別（混声・男声・女声）に1回に限り出演できる。
- (3) 大学職場一般部門
- ① 大学ユース合唱の部  
出演人数が8名以上で、出演するメンバー全員が、当該年の4月1日現在28歳以下で編成する合唱団。
  - ② 室内合唱の部  
出演人数が6名以上24名以下で編成する合唱団
  - ③ 混声合唱の部  
出演人数が8名以上で編成する混声合唱団
  - ④ 同声合唱の部  
出演人数が8名以上で編成する男声合唱団もしくは女声合唱団
  - ⑤ 大学職場一般部門では、同一合唱団は1回に限り出演できる。
  - ⑥ 大学職場一般部門には中学校部門・高等学校部門に加盟する合唱団は出演できない。

#### 第12条（指揮者・伴奏者）

指揮者・伴奏者・独唱者の出演資格は問わない。

ただし、中学校、高等学校部門の指揮者・伴奏者・独唱者については、当該校長が認めたものに限る。

また、指揮者・伴奏者・独唱者が合唱メンバーに入って歌う場合は、第10条・第11条を満たさなければならない。

#### 第13条（中部大会シード合唱団）

中部大会シード合唱団は次のとおりとする。

- (1) シード合唱団の適用部門は、高等学校・大学職場一般部門とする。
- (2) 当該年度中部大会において、中部支部代表として全国大会に推薦された合唱団を次年度中部大会シード合唱団とする。
- (3) 中部大会シード合唱団は、次年度中部大会への中部支部推薦合唱団として、県大会の審査を受けずに中部大会に出演できる。
- (4) 中部大会シード合唱団は、県大会に審査の対象外で出演しなければならない。
- (5) シード合唱団は、前年度の中部大会に出演した編成区分を変更することができない。

#### 第14条（全国大会シード合唱団）

全国大会シード団体は次のとおりとする。

- (1) 当該年度全国大会で、大学職場一般部門の当該年度全国大会における金賞団体のうち、次年度全国大会シード合唱団となった団体は、次年度全国大会への全日本合唱連盟推薦合唱団として県及び中部大会の審査を受けずに全国大会へ出演できる。
- (2) 全国大会シード合唱団は、県及び中部大会の審査の対象外で出演しなければならない。
- (3) シード合唱団は、前年度の全国大会に出演した編成区分を変更することができない。

### 第4章 演奏曲・演奏時間

#### 第15条（演奏曲目）

演奏曲は次のとおりとする。

- (1) 中学校部門の出演団体は、自由曲を演奏して審査を受けるものとする。
- (2) 高等学校・大学職場一般部門の出演団体は、課題曲と自由曲を演奏して審査を受けるものとする。この場合の演奏順は、課題曲・自由曲の順とする。

#### 第16条（課題曲・自由曲）

課題曲と自由曲の演奏は次のとおりとする。

- (1) 課題曲は、全日本合唱連盟発行の当該年度「合唱名曲シリーズ」から1曲を選択して全員で演奏しなければならない。
- (2) 自由曲は、曲目・曲数に制限はない。
- (3) 自由曲の楽譜を指定された部数提出する。

第17条 (演奏時間)

- (1) 中学校部門  
演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分00秒以内とする。
- (2) 高等学校  
自由曲の開始から演奏終了まで曲間を含めて6分30秒以内とする。
- (3) 大学職場一般部門  
自由曲の開始から演奏終了まで曲間を含めて8分30秒以内とする。

第18条 (伴奏楽器)

伴奏楽器は自由である。ただし、主催者が用意するもの以外は、使用団体の責任において用意し、これにかかる費用は使用団体が支弁しなければならない。

第19条 (演奏曲・曲目順・伴奏楽器の変更禁止)

県大会・中部大会を通して、演奏曲目・曲目順・伴奏楽器を変更することはできない。

第20条 (出演順)

中部大会の出演順は、中部大会開催年の冬季理事長会にて県連理事長の抽選で決定する。

第5章 県代表及び中部支部代表

第21条 (県大会から中部大会に推薦できる団体数)

県大会から中部大会に推薦できる団体数の上限は、次のとおりとする。

- (1) 中学校部門における県大会からの推薦団体数の上限は、県大会における部門別の参加合唱団体数により、次のとおりとする。

県大会参加数	5 団体まで	1 団体
県大会参加数	6 団体から 10 団体まで	2 団体
県大会参加数	11 団体から 15 団体まで	3 団体
県大会参加数	16 団体から 20 団体まで	4 団体
県大会参加数	21 団体から 25 団体まで	5 団体

以下これに準ずる。
- (2) 高等学校部門、大学職場一般部門における県大会からの推薦団体数の上限は、県大会における編成区分別の参加合唱団体数により、次のとおりとする。

県大会参加数	5 団体まで	1 団体
県大会参加数	6 団体から 10 団体まで	2 団体
県大会参加数	11 団体から 15 団体まで	3 団体
県大会参加数	16 団体から 20 団体まで	4 団体
県大会参加数	21 団体から 25 団体まで	5 団体

以下これに準ずる。

2. 中部シード及び全国大会シード合唱団は上記参加団体数及び推薦団体数のいずれにも含まれない。

第22条 (中部大会から全国大会に推薦できる団体数)

中部大会から全国大会に推薦できる団体数の上限は、中部支部の各県大会参加団体総数（以下、支部参加団体総数と略す）により次のとおりとする。

- (1) 中学校部門

支部参加団体総数	25 団体まで	2 団体
支部参加団体総数	26 団体～ 50 団体	3 団体
支部参加団体総数	51 団体～ 75 団体	4 団体
支部参加団体総数	76 団体～100 団体	5 団体
支部参加団体総数	101 団体～125 団体	6 団体

以下これに準ずる。  
ただし、編成区分（混声合唱の部・同声合唱の部）に各1団体以上含まなければならない。
- (2) 高等学校部門

支部参加団体総数	25 団体まで	2 団体
支部参加団体総数	26 団体～ 50 団体	3 団体
支部参加団体総数	51 団体～ 75 団体	4 団体
支部参加団体総数	76 団体～100 団体	5 団体
支部参加団体総数	101 団体～125 団体	6 団体

以下これに準ずる。  
ただし、編成区分（Aグループ・Bグループ）に各1団体以上含まなければならない。

(3) 大学職場一般部門

① 大学ユース合唱の部

支部参加団体総数 15 団体まで	1 団体
支部参加団体総数 16 団体～35 団体	2 団体
支部参加団体総数 36 団体～55 団体	3 団体

以下これに準ずる。

② 室内合唱の部・混声合唱の部・同声合唱の部

支部参加団体総数 30 団体まで	3 団体
支部参加団体総数 31 団体～50 団体	4 団体
支部参加団体総数 51 団体～70 団体	5 団体
支部参加団体総数 71 団体～90 団体	6 団体

以下これに準ずる。

ただし、3 編成区分（室内合唱の部・混声合唱の部・同声合唱の部）に各 1 団体以上含まなければならない。

第 23 条（編成区分の変更禁止）

出演団体は、県大会・中部大会を通じて編成区分を変更することはできない。

第 6 章 審査

第 24 条（審査と表彰）

審査と表彰は次のとおりとする。

- (1) 審査は課題曲 50%、自由曲 50%で評価した後、順位を決め、過半数方式（新增沢方式）で行う。
- (2) 中部大会出演の全合唱団を各部門、各編成区分別に審査し、金・銀・銅いずれかの賞を授与する。ただし、第 9 条、もしくは、第 17 条に違反する場合は審査の対象としない。
- (3) 中部大会出演の全合唱団の中から最優秀団体を選び、全日本合唱連盟理事長賞を授与する。
- (4) この他に、特別賞を授与することがある。

第 7 章 その他

第 25 条（規定の改廃）

この規定の改廃は、中部支部理事長会（理事長 7 名）の過半数の賛成による議決をもって行う。

付則

- (1) この規定は 1995 年 4 月 9 日から施行する。
- (2) 改定 1996 年 4 月 21 日 演奏時間の変更、規定の統合等。
- (3) 改定 1997 年 1 月 26 日 大学部門にグループ別、中部大会から全国大会に推薦できる団体数等。
- (4) 改定 2000 年 1 月 23 日 中部大会から全国大会に推薦できる合唱団数の限定規定の削除。
- (5) 改定 2003 年 7 月 5 日 「全日本合唱コンクール全国大会開催規定の改定（2003 年 2 月 16 日）による改定。
- (6) 改定 2004 年 4 月 11 日 「全日本合唱コンクール全国大会開催規定」の改定（2004 年 2 月 15 日）による改定。
- (7) 改定 2009 年 7 月 4 日 大学部門 AB グループ廃止に伴う改定。
- (8) 改定 2011 年 7 月 2 日 演奏人員の増の制限を追加。
- (9) 改定 2012 年 4 月 1 日 全日本合唱連盟の一般社団法人への移行に伴う改定。
- (10) 改定 2013 年 1 月 27 日 コンクール編成区分の変更に伴う改定。
- (11) 改定 2016 年 1 月 24 日 大学職場一般部門混声合唱の部・同声合唱の部人数制限の変更
- (12) 改定 2017 年 4 月 9 日 自由曲楽譜提出の明文化